番 号 令和 年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 香取市地域公共交通協議会住 所 千葉県香取市佐原口 2127 代表者氏名 会長 為国 孝敏

## 生活交通確保維持計画変更届出書

令和3年9月24日付け国総地第34号で国土交通大臣より認定された生活交通確保維持計画を以下のとおり変更するので、関係書類を添えて届出します。

○ 変更日 令和4年4月1日

# 〇 変更箇所

- ・「表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)」内、基準ハで該当する要件
- 「表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要」内、人口集中地区 以外及び交通不便地域等人口、交通不便地域の内訳
- ・「表 5 添付書類(「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分 が分かる地図)」の追加

## 〇 変更理由

令和4年4月1日の一部過疎地域指定に伴い、地域公共交通確保維持改善事業 を行う地域の概要に変更が生じたため

- ※本届出書に、変更する事項を全て記した生活交通確保維持改善計画を添付すること。
- ※「変更理由」は、具体的に記述すること。

# 表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

令和4年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統		系統	計画 計	計画	計画 増 進	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)				
			起点	経由地	終点	キロ程	運行 日数	運行 回数	_ 特 例 措 置	運行態様の 別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
	千葉交通株式会社	(1) 小見川循環バス(NC-10-1)	小見川駅	高萩	小見川駅	往30.8km 循環	243日	972回		路線定期運行	②(1) ②(2)	小見川駅でJR成田線と接続し、乗り継ぎを考慮	3
香取市	千葉交通株式会社	(2) 小見川循環バス(NC-10-9)	小見川駅	小見川高校	小見川駅	往5.1km 循環	243日	972回		路線定期運行	②(2)	小見川駅でJR成田線と接続し、乗り継ぎを考慮	3
	千葉交通株式会社	(3) 小見川循環バス(未定)	工業団地	高萩	小見川駅	往23.2km 復 km	243日	121.5回		路線定期運行	②(1) ②(2)	小見川駅でJR成田線と接続し、乗り継ぎを考慮	3
	京成タクシー成田株式会社	(4) 小見川乗合タクシー		小見川 東·南·中央		往 km 復 km	243日	3,382回		区域運行	②(2)	小見川駅でJR成田線と接続し、乗り継ぎを考慮	3
		(5)				往 km 復 km	日	0					

(注)

- 1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
- 2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
- 3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 4.「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載すること。
- 5.「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
- 6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
- 7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
- 8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。



# 表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

令和4年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統		系統	計画	計画	利便増進	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)				
			起点	経由地	終点	キロ程	運行 日数	運行 回数	進特例措置	運行態様の 別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
香取市	千葉交通株式会社	(1) 小見川循環バス(NC-10-1)	小見川駅	高萩	小見川駅	往30.8km 循環	243日	972回		路線定期運行	<u>(2</u> )-(2)	小見川駅でJR成田線と接続し、乗り継ぎを考慮	3
	千葉交通株式会社	(2) 小見川循環バス(NC-10-9)	小見川駅	小見川高校	小見川駅	往5.1km 循環	243日	972回		路線定期運行	<u>(2</u> )-(2)	小見川駅でJR成田線と接 続し、乗り継ぎを考慮	3
	   千葉交通株式会社 	(3) 小見川循環バス(未定)	工業団地	高萩	小見川駅	往23.2km 復 km	243日	121.5回		路線定期運行	<u>(2</u> )-(2)	小見川駅でJR成田線と接 続し、乗り継ぎを考慮	3
	京成タクシー成田株式会社	(4) 小見川乗合タクシー		小見川 ' <sub>東·南·中央</sub>		往 km 復 km	243日	3,382回		区域運行	<u>(2</u> )-(2)	小見川駅でJR成田線と接続し、乗り継ぎを考慮	3
		(5)				往 km 復 km	日	0					

(注)

- 1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
- 2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
- 3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 4.「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載すること。
- 5.「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
- 6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
- 7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
- 8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

## 表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名    香取市
--------------

(単位:人)

	(+ 12・ハ)
	人口
人口集中地区以外	63,434
交通不便地域等	46,332

#### 交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
4,410	小見川地区	局長指定
4,010	栗源地区	過疎法第3条
37,912	佐原地区	過疎法第3条 (注釈:局長指定の小見川地区と重 複する部分を除く)

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び

特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
香取市地域公共交通網形成計画	令和2年3月25日	

### (1)記載要領

- 1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
- 2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
- 3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
- 4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律 (根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名 等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
- 5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
- 6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

#### (2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。 (ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

## 表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名    香取市
--------------

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	68,059
交通不便地域等	4,410

#### 交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
4,410	小見川地区	局長指定

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定 年月日及び

## 特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
香取市地域公共交通網形成計画	令和2年3月25日	

### (1)記載要領

- 1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
- 2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
- 3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
- 4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律 (根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名 等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場 合には、該当する区域名を記載すること。
- 5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
- 6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

#### (2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。 (ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

表5 別添地図(人口集中地区、交通不便地域等)

